

# **いじめ防止基本方針**

**木津川市立相楽小学校**

## 目 次

### 1 いじめに対する基本認識

(1) いじめの定義	1
(2) いじめの基本認識	1
(3) いじめの態様	1
(4) いじめの構造	2

### 2 いじめの未然防止

(1) 人権教育の充実	3
(2) 豊かな心の育成	3
(3) 体験活動の充実	3
(4) 「ことばの力」の育成	3
(5) 児童の主体的な活動の充実	4
(6) 居場所づくり	4
(7) 未然防止策の効果検証と見直し	4
(8) 家庭・地域や専門的知識を有する方との連携	4
(9) 未然防止策の計画の作成や実施に当たって	4

### 3 いじめの早期発見

(1) いじめアンケートの実施	5
(2) 相談しやすい環境づくり	5
(3) 定期的な教育相談の実施	5
(4) 教職員研修の充実とチェックリストの活用	6
(5) 家庭や地域との連携	6
(6) 関係機関との連携	6

### 4 いじめへの対応

(1) 初期対応	6
(2) 事実の確認	6
(3) 対応の方針決定及び指導	7
(4) 保護者との連携	7
(5) 関係機関等との連携	7
(6) いじめの解消	7
(7) いじめ解消後の継続的な指導	7

### 5 いじめ問題に取り組む体制の整備

(1)「木津川市いじめ防止等対策委員会」の設置	8
(2)「相楽小学校いじめ対策委員会」の設置	8

## 6 インターネット上のいじめへの対応

(1)インターネット上のいじめの未然防止	9
(2)インターネット上のいじめの早期発見・早期対応	10

## 7 重大事態への対応

(1)重大事態とは	10
(2)重大事態発生時の学校の対応	11

### 【資料編】

* いじめ指導マニュアル（組織的ないじめ対応の流れ）	(1)
* 重大事態発生時の対応フロー図（学校用）	(2)
* 重大事態発生時報告様式	(3)
* いじめ防止に係る年間計画（案）	(4)
* 木津川市版ともだち（いじめ）アンケート	(5～7)
* いじめのサイン発見チェックリスト	(8)
* 教職員の振り返りチェックリスト	(9)
* いじめのサイン発見チェックリスト（教師用）	(10)
* 学校が読む「いじめ防止対策推進法」概要	(11～12)
* 知っていますか「いじめ防止対策推進法」学校編	(13)
* 相談に関する専門機関	(14)

## 1 いじめに対する基本認識

いじめは「人として決して許されない行為である」とともに、次のことを十分認識し、教職員だけでなく、すべての関係者が連携していじめ防止等の対策にあたります。

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法 第二条 より】

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」 より】

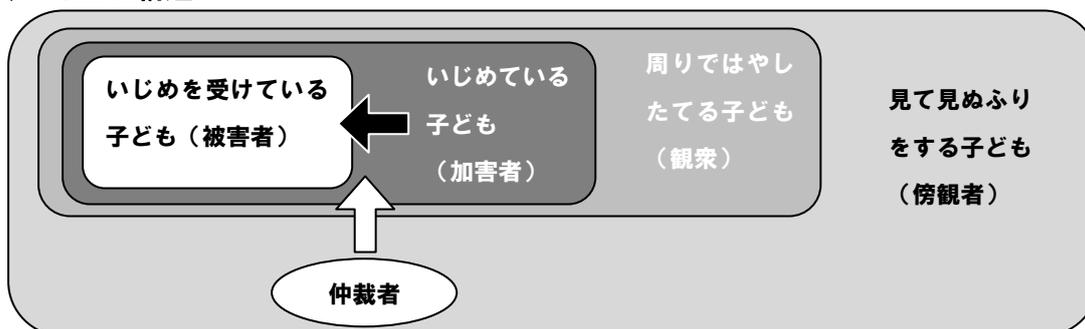
### (2) いじめの基本認識

- ① いじめは、人として決して許される行為ではない。<sup>1)</sup>
- ② いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものであり、全ての児童に関係する問題である。<sup>2)</sup>
- ③ いじめは教師や大人が気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。<sup>3)</sup>
- ④ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

### (3) いじめの態様

- ① 冷やかしやからかい、悪口や文句、いやなことを言われる。
- ② 仲間はずれや、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、捨てられたりする。
- ⑦ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷やいやなことをされる。

#### (4) いじめの構造<sup>4)</sup>



- 1) いじめ防止対策推進法 第四条では「児童等は、いじめを行ってはならない。」と、いじめの禁止を規定しています。学校の教職員は、「決していじめを許さない」という姿勢を貫かなくてはなりません。
- 2) いじめ問題は、特定の児童生徒に関わる問題ではなく、全ての児童生徒に関係する問題であることを認識しなければなりません。
- 3) いじめは見つけにくい行為であることを認識し、積極的な掘り起こし等によって、いじめを把握するよう努力しなければなりません。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断することが重要です。
- 4) いじめは「いじめる者」と「いじめられる者」だけでなく、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や、周辺で見て見ぬふりをしたりおびえている「傍観者」が存在する四層構造になっている場合が多いです。周りにいる「観衆」や「傍観者」が是認・黙認していると、いじめはエスカレートします。さらに、こうした四層構造は決して固定化されたものではなく、「いじめる者」「いじめられる者」「観衆」「傍観者」の立場は、入れ替わる場合もあります。（「いじめの防止等のために 教職員用ハンドブック」参照）

## 2 いじめの未然防止

いじめ問題において、未然防止に取り組むことは最も重要です。

個々の児童の豊かな心をはぐくむとともに、ささいな行為が深刻ないじめへと簡単に悪化しない、いじめが起きにくい・いじめを許さない学校風土・学級風土をつくるのが大切です。

そのために、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てるための、年間を見通した予防的、積極的な取組を、計画的・組織的に推進していきます。

### (1) 人権教育の推進

人権教育の取組を教育活動全体に位置づけ、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚をはぐくむとともに、人権意識の涵養を図り、いじめは「相手の人権をふみにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを理解させ、人の痛みを感じることができる心を育成します。

### (2) 豊かな心の育成

道徳科の授業を要として、人権教育をはじめ各教科や総合的な学習の時間及び特別活動との密接な連携を図りながら、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深めることで、望ましい他者とのかかわり方や規範意識を育成します。

### (3) 体験活動の充実

各教科等における他者、社会、自然との直接的なかかわりによる体験活動を充実させる。

ボランティア活動や福祉体験、就労体験等を積極的に実施することで、自己存在感を持ち、人と関わることの喜び（共感的人間関係）や、役に立てた充実感（自己有用感）を体験することで、共に生きる心を育成します。

### (4) 「ことばの力」<sup>5)</sup>の育成

日々の授業やあらゆる学校生活の場面において、思いを伝え合い・相手のことを考える「ことばの力」の育成する取組を展開することで、児童の思考力・判断力・表現力の向上を図り、正しいコミュニケーションによって望ましい人間関係を築ける児童を育成します。

### (5) 児童の主体的な活動の充実

児童会活動等で、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え議論する等、いじめの防止に向けた取組いじめ根絶に向けた児童主体の取組を積極的に実施することで、児童のいじめ撲滅に対する意識の向上を図ります。

具体的な取組として、異年齢交流（縦割り班給食・縦割り班遊び・1年と6年の共同栽培など）や児童会主体のあいさつ運動等を行い、互いに認め合い、助け合える児童を育成します。

### (6) 居場所づくり

いじめ加害に影響する要因のひとつであるストレスの緩和に向け、授業や行事等の中で、過度な「競争的価値観」<sup>6)</sup>や「不機嫌・怒り」「友人ストレス」<sup>7)</sup>を生まない取組を推進します。

そのためには、ユニバーサルデザインをもとに授業や授業規律の確立を目指すとともに、授業や行事等の中で、どの児童も落ち着ける場所をつくることと、すべての児童が活躍できる場面をつくりだす工夫に努めます。

### (7) 未然防止策の効果検証と見直し

上記の取組等を、課題発見・目標設定・計画策定・取組実施のそれぞれについての適

否を定期的に検証するなど、PDCAサイクルによる計画的な取組をすすめます。

#### (8) 家庭・地域や専門的知識を有する方との連携

家庭や地域の協力を得るため、上記の取組等をホームページやたよりを使って啓発に努めます。

また、「さがらっこを守り育てる懇談会」の開催による地域社会が子どもを育てる機能の強化を図っていきます。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察経験者等いじめ防止に長けた専門的知識を有する方との連携を強化します。

#### (9) 未然防止策の計画の作成や実施に当たって

いじめの未然防止のための年間計画の作成やその具体的な実施に当たっては、保護者や児童の代表、地域住民などの意見を十分取り入れるよう努めます。

---

#### 5) 「ことばの力」

文部科学省の言語力育成協力者会議「言語力の育成方策について（H19.8報告）」では、言語力を「知識と経験、論理的思考、感性・情緒等を基盤として、自らの考えを深め、他者とのコミュニケーションを行うために言語を運用するのに必要な能力」としており、京都府ではこの見解を踏まえ、学校、家庭、地域社会が共通して理解し、ともにその育成を目指すものとして「ことばの力」を次のように定義づけています。

- ・ 言語をとおして知識や技能を理解する力
- ・ 言語によって論理的に考える力
- ・ 言語を使って表現する力

#### 6) 「競争的価値観」

「自分の成績や容姿に劣等感を感じる」「人よりも得意なものがないのでみじめになる」など、他人との優劣に価値を見いだそうとすることがストレスを高める要因になります。

#### 7) 「友人ストレッサー」

友だちからからかわれたり、悪口を言われたりすること（いじめを受けたこと）が大きなストレスとなり、他人へのいじめにつながりやすくなります。

※ 国立教育政策研究所の調査では、この「ストレッサー」「競争的価値」「不機嫌怒りストレス」3つの要因が高まると、加害に向かいやすくなる（リスクが高くなる）が、実際にいじめに結びつくには「適当な相手」と「適当な方法」がなければ加害行為に及ばない、ともしています。

8) 発達障害を含む特別に支援・配慮を必要とする児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に実施していきます。

### 3 いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが早期の解決につながります。

しかし、いじめは教職員が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすく、エスカレートしやすいものです。そのことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない目を持つための取組を充実します。さらに、保護者や地域との連携をして、情報を収集する等の取組に努めます。

9)

#### (1) いじめアンケートの実施

いじめがどの程度起きているのかを定期的に把握し、いじめが起きにくくなるような取組を意図的・計画的に行い、その取組の成果を評価し改善するための指標とするため、「アンケート」<sup>10)</sup>を定期的に実施します。

- ・実施時期 1学期末及び2学期末
- ・実施内容 市独自で作成したいじめに係るアンケート

#### (2) 相談しやすい環境づくり

日頃からの児童との信頼関係づくりをすすめるため、子どもと向き合う時間の確保に努めます。何よりも、児童への日常的なきめ細やかな指導を通して、児童が「包み込まれているという感覚」を実感できるように、教職員に気軽に相談できる関係性を構築するよう努めます。

児童がいじめを大人に相談することは、非常に勇気がいる行動であり、相談することでいじめの対象になったりいじめが助長されたりする可能性があることも十分認識した上で、いじめの相談を受けたときの対応には細心の注意を払います。

さらに、日頃から「いじめられた子を最後まで守り抜く」気持ちを持ち続けるとともに、その姿勢を児童に伝えることで、相談しやすい環境をつくります。

#### (3) 定期的な教育相談の実施

日常的な相談活動<sup>11)</sup>に加えて、いじめアンケートの結果を踏まえた上で、すべての児童を対象とした教育相談を実施します。

- ・実施時期 それぞれのいじめアンケートを実施した後の期間  
年間2回実施
- ・実施方法 個別面談

#### (4) 教職員研修の充実とチェックリストの活用

教職員がいじめ対応そのものに関する研修や、教職員の「気づき」の力を高める研修等を計画的に実施します。

また、「いじめのサイン発見チェックリスト」や「教職員の振り返りチェックリスト」を活用し、いじめの早期発見に努めます。

#### (5) 家庭や地域との連携

学校のいじめに関する基本方針やいじめアンケートの結果等を、PTAの各種会議や保護者会等において情報提供するとともに、積極的に意見交換を行い、保護者と協力していじめ問題に対応します。

また、「いじめチェックリスト」の活用を促すことで、家庭教育の大切さを具体的に理解してもらいます。

さらに、学校の取組や教育委員会の取組の広報活動を、学校だより等で行うことで、地域の関心を高め、地域ぐるみでいじめ問題に対応します。

#### (6) 関係機関との連携

日頃からスクールカウンセラー、ソーシャルワーカー、子ども宝課、児童相談所 警察や法務局等との連携を図り、協力していじめ問題に取り組みます。

---

9) 教職員は、「いじめの発見に向けた心構え」として、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを十分認識するほか、何気ない冷やかしか悪ふざけが、深刻ないじめに発展していく可能性があることにも注意する必要があります。

10) いじめアンケートは、あくまで実施した日以前の状況であり、アンケート実施の翌日にもいじめは起こる可能性があります。

いじめアンケートは被害者や加害者を特定することが目的ではなく、普段教師が気づかない潜在的ないじめがどのくらいあるのかを把握し、どの程度の頻度でいじめがおきているかを教職員が自覚し、すべての児童生徒を対象に、「予断を持たない」で観察したり、対策を講じたりすることが必要です。

11) 状況によっては、個別相談を実施した上で、集団での面談等を実施することも効果的でしょうし、いじめアンケートとあわせて「生活アンケート」等を実施した上で、相談に望むことも一つの方法です。

また、人権問題に対する意識の高揚を図る目的から、人権週間等の取組後に、いじめアンケートや個別面談を行うことも一つの方法です。

## 4 いじめへの対応<sup>12)</sup>

いじめを認知した場合は、教職員が一人でいじめに係る情報を抱え込まずに、以下の点に留意しつつ、学年及び学校全体で組織的かつ早急に対応する。

<sup>13)</sup>

### (1) 初期対応

- ①直ちに学年の教師や学年主任や管理職に報告の上、対策組織において情報を共有する。
- ②いじめを受けた児童やいじめを通報してきた児童生徒の安全を直ちに確保する。

### (2) 事実の確認

- ①個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つて行う。
- ②事実確認の際には、児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
- ③いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、組織的に判断する。
- ④いじめを受けていても、本人がそれを否定する 경우가多々あることを踏まえ、当該児童をきめ細かく観察したり、周辺の状況等を客観的に確認したりする。

### (3) 対応方針の決定及び指導

- ①対応・指導のねらいを明確にし、共通認識を図る。
- ②いじめの認知から対応方針の決定までは、いじめを認知したその日のうちに対応することを原則とする。  
なお、いじめが重篤な場合や、いじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合等は、把握した状況をもとに、十分に検討し、慎重に対応する。
- ③いじめを受けた児童へは、必ず解決できる希望が持てることを伝えるなど、心配や不安を取り除くよう努める。必要に応じて、いじめを受けた児童の学校内外における教育環境・教育機会の確保に努める。
- ④いじめた側の児童に対しては、成長支援の観点からいじめた気持ちや状況等について十分に聞き、その児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めるとともに、「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした態度で指導し、状況に応じて適切な懲戒を与える。必要がある場合は、いじめた側の児童生徒を別の教室等において学習させる等の措置を行う。
- ⑤その行為が「いじめに当たる」と判断した場合であっても、好意から行った行為が意図せずに相手側に心身の苦痛を感じさせてしまった場合等については、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する。
- ⑥いじめを傍観していた児童に対しても、自分の問題としてとらえさえ、たとえいじめを止められなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。同調していた児童に対してはそれらの行為は、いじめの加担する行為であることをしっかり理解させる。

### (4) 保護者との連携

- ①いじめを受けた児童の保護者へは、家庭訪問等で直接面談し、事実関係を適切に伝えるとともに、適宜連絡を密に取る。
- ②いじめた側の児童の保護者へは、正確な事実関係を説明するとともに、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。  
また、当該児童の変容を図るために、家庭とともに今後のかかわり方等を一緒に考え

る。

#### (5) 関係機関等との連携

- ①いじめ行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合や、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、警察へ早期に相談する。
- ②関係機関等との間で連絡窓口となる教職員を事前に指定し、関係機関に周知する等の連携を図る。
- ③いじめを認知した場合には、適宜、教育委員会に報告する（重大事態以外は月例報告）。

#### (6) いじめの解消

- ①いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することできないことを認識する。
- ②いじめが「解消している」状態とは少なくとも「いじめに係る行為が止んで相当の期間が継続していること」「被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件が満たされている必要があること。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案し判断することとする。

#### (7) いじめ解消後の継続的な指導

- ①いじめが再発する可能性が十分にあることを踏まえ、被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察を行い、適宜必要な心のケア指導等継続的に行う。
- ②再発防止にむけ、事例を検証し、日常的に取り組む内容を検討しいじめを許さない学級・学校づくりの取組を計画的に実施する。

12) いじめへの対応の方法や流れについては、別添「いじめ指導マニュアル（組織的ないじめ対応の流れ）」を参考に、フロー図等で整理をしておくことが必要です。

13) いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反します。

## 5 いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめの未然防止や早期発見・早期対応に向けて、その取組を検証し、問題発生時に、早急かつ的確に対応する。早期に解決を図るための体制を整備します。

### (1) 「木津川市いじめ防止等対策委員会」設置

木津川市では、学校を支援し、いじめ問題等に対応するため、以下の主な役割や構成員により木津川市教育委員会の附属機関を設置しています。

さらに、附属機関の内部組織として、直接学校を支援するチーム「木津川市いじめ防止等対策チーム」を設置しています。

なお、詳細については条例の定めによります。

## (2)「相楽小学校いじめ対策委員会」の設置

いじめの未然防止、早期発見及びいじめへの対処を実効的に行うため、その中核となる委員会を、以下の主な役割や構成員により設置します。

### 【主な役割】

- ①本校の基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成（研修計画等も含む）・実行・検証・修正の中核となる。
- ②本校のいじめの実態を把握し、対策を検討するため定期的に会議を開催するとともに、状況に応じて臨時に会議を開き、いじめ問題に対応する。
- ③いじめの相談・通報の窓口となる。
- ④いじめの疑いに関する情報（いじめアンケートや教育相談等の結果）や児童の問題行動に係る情報の収集と記録を行うとともに、全教職員に情報の共有を図る。
- ⑤いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的にするための中核となる。

### 【構成員】

- 管理職
- 教務主任
- 生徒指導主任
- 教育相談主任
- 養護教諭 等

### 【組織設置・構成上の留意点】

- ① いじめ対策組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う組織であるので、他の組織と併せず、単独で設置することが望ましい。
- ② 学校の規模等に応じて、学年主任や養護教諭を加える等、学校の実情を考慮した組織にする。
- ③ 該当児童生徒の担任等、児童生徒とかかわりの深い教職員を適宜加えられる等、柔軟性を持たせた組織とする。
- ④ 状況に応じて、スクールカウンセラー拠点校においてはスクールカウンセラーの参加を、巡回校においては拠点校と協議の上、スクールカウンセラーの派遣を要請する等、より実効性のある組織とする。また、スクールソーシャルワーカーや学校医、学校評議員やPTA役員等にも協力を得られる体制を整備しておく。

## 6 インターネット上のいじめへの対応

急速に進歩しているインターネットやスマートフォン等を利用したいじめに対応するため、インターネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。

### (1) インターネット上のいじめの未然防止

学校での情報モラルに関する指導は重要ですが、学校の指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、以下のことについて家庭・保護者と連携し、双方で指導を行う。

#### 【学校が取り組むべきこと】

- ①児童に対する情報モラルに関する指導は、情報教育の中だけではなく、道徳の授業や各教科の指導の中でも積極的に取り扱うこととし、指導した内容については、通信等を通じて保護者に伝えることで、家庭との連携を図る。
- ②インターネット上のいじめ防止に関する情報や協力依頼を、PTAの各種会議等で積極的に広報するなど、保護者の関心を高める取組を実施する。
- ③他のいじめへの未然防止と同様、児童会等の主体的な取組を支援し、児童の意識の向上を図る。

#### 【家庭に協力を依頼すること】

- ①児童のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であるため、その使用方法や使用時間などの具体的なことについて、ルールを決めてもらうよう協力を求める。
- ②特に、スマートフォン等へのフィルタリングの普及促進についての啓発を行う。

### (2) インターネット上のいじめの早期発見・早期対応

インターネット上のいじめは、学校等での人間関係に起因するものの、学校内で行われることがほとんどなく、さらに発見しにくいいじめの一つです。そのために、学校における児童一人一人への予断を許さない観察はもちろん、家庭での気づきを促す取組を行う。

#### 【学校が取り組むべきこと】

- ①いじめアンケートに加え、インターネット上のいじめに特化したアンケート等を実施することで、児童の状況を把握し、対策を検討する。
- ②書き込みや画像の削除、チェーンメールへの対応等、具体的な対応方法について研修するとともに、保護者への助言や協力を依頼する。

#### 【家庭に協力を依頼すること】

○家庭においては、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた児童

が見せる小さな変化に気づけるよう、未然防止と合わせて保護者への啓発を行う。

## 7 重大事態への対処

万が一、いじめによる重大な事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、同種の重大事態の発生を防止するため、速やかに対処する。

### (1) 重大事態とは

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされる疑いがあると認めるとき。

【いじめ防止対策推進法 第二十八条 より】

#### ・「いじめにより」とは

各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめであることを意味する。

#### ・「生命、心身又は財産に重大な被害」とは

いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば

- 児童生徒が自殺を企画した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合      などのケースが想定される。

#### ・「相当の期間」とは

不登校の定義を踏まえ、年間30日\*を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらない。

【文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」 より】

○児童又は保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときには、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。  
児童や保護者からの申立ては、学校が把握していない重要な情報である可能性をもち、調査にあたる。

## (2) 重大事態発生時の学校の対応

- ①学校は、速やかに市教育委員会へ報告する（まず第一報、その後別紙様式で）。
- ②学校と市教育委員会との協議の上、速やかに組織を設け、調査を行う。その際の調査主体は、事態の状況により、教育委員会からの判断を仰ぐ。  
学校が調査する場合には、市教育委員会から情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受けながら行う。  
また、その際実施するアンケート等の結果は、いじめを受けた児童及びその保護者に提供する場合があることを、事前に調査対象となる在校生及びその保護者に説明しておくこと。
- ③いじめを受けた児童及びその保護者に対する調査結果の提供は、学校と教育委員会と連携し、適切に行う。また、適時・適切な方法で経過報告も行う。
- ④情報提供に際しては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。